

会第 6 号

平成 23 年度における滋賀県議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 23 年 6 月 24 日

提 出 者	有 村 國 俊	大 野 和 三 郎
	岩 佐 弘 明	山 本 進 一
	川 島 隆 二	生 田 邦 夫
	石 田 祐 介	赤 堀 義 次

平成 23 年度における滋賀県議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成 23 年度における滋賀県議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成 23 年滋賀県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成 23 年度」を「特例期間」に改める。

第 1 条中「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日」を「平成 23 年 7 月 1 日から平成 27 年 4 月 29 日」に、「議長にあっては同表による額からその 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とし、副議長にあっては同表による額からその 100 分の 9 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とし、議員にあっては同表による額からその 100 分の 7 」を「同表による額からその 100 分の 20」に改める。

付 則

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。